

# 告示

## 埼玉県告示第八百三十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第四条第四項第三号に規定する同項第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のとおり定め、令和二年三月一日から施行する。

令和元年十二月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程にあつては修了）した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第四条第二項第一号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	経験年数
学校教育法による 大学又は高等専門 学校	令和元年国土交通省告示第七百四十九号（以下「第七百四十九号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「第一号指定科目」という。）。 この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。 令和元年国土交通省告示第七百五十号（以下「第七百五十号告示」という。）の第一第一号又は第二号に規定する科目（以下「第二号指定科目」という。）	一年
防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第一号指定科目 第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。 第二号指定科目	○年 一年 二年

学校教育法による 高等学校又は中等 教育学校	第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。	三年
------------------------------	---	----

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学(短期大学を除く。)にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)の規定の例によるものとし、同法による短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)の規定の例によるものとし、同法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領(平成十一年文部省告示第五十八号)の規定の例によるものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目		経験年数
		第一号指定科目	第二号指定科目	
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校	二年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。	第二号指定科目	〇年
学校教育法による 中学校又は義務教育学校	二年	第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。		一年
	一年			四年

		七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	
--	--	--	--

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の経験年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	経験年数
学校教育法による 高等学校若しくは 中等教育学校又は 旧中等学校令によ る中等学校	三年     一年	第一号指定科目。この場合において、第七百四十九号告示第一各号中「四十単位」とあるのは「三十単位」と読み替えるものとする。  第二号指定科目	一年     二年
学校教育法による 中学校又は義務教 育学校	二年     一年	第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十五単位」と読み替えるものとする。  第二号指定科目。この場合において、第七百五十号告示第一各号中「二十単位」とあるのは「十単位」と読み替えるものとする。	二年     四年

(注) 科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

四 建築士法第二条第五項に規定する建築設備士

五 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(以下この号及び次号において「平成十八年改正法施行日」という。)前に平成二年埼玉県告示第八号第一号から第三号まで及び第七号から第九号まで(以下この号

及び次号において「平成二年告示第一号等」という。）に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数に満たない年数しか有しない者で、平成十八年改正法施行日以後に平成十八年改正法施行日前の建築に関する実務の経験年数と平成十八年改正法施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上有することとなるもの

六 平成十八年改正法施行日前から引き続き平成二年告示第一号等に掲げる課程に存学する者で、平成十八年改正法施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ平成二年告示第一号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

七 前各号に掲げる者のほか、知事が建築士法第四条第四項第一号及び第二号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者